

## 附属機関及び懇話会等に関する指針

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この指針は、本市における附属機関及び懇話会等の設置及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律若しくは条例の定めるところにより、又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき条例の定めるところにより本市が設置する調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

2 この指針において「懇話会等」とは、附属機関とは異なり、行政運営上の意見交換、懇談等を行うものであり、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から広く意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、本市が開催する会合をいう。

### 第2章 附属機関

#### (附属機関の設置の基準)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、他の行政手段又は現に設置している附属機関ではその目的を達成することができないものについて、目的並びに委員の数、選任区分及び任期を定め、設置するものとする。

2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を設けるものとする。

#### (附属機関の会議)

第4条 附属機関の会議の開催に当たっては、効果的かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議は、必要とする最少限度において開催すること。
- (2) 会議の資料は、原則として会議の開催前に配布すること。

#### (附属機関の見直し)

第5条 現に設置している附属機関で、法律により設置が義務付けられているものを除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、廃止し、又は他の附属機関と統合するものとする。

- ( 1 ) 目的を達成したもの
- ( 2 ) 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下したもの
- ( 3 ) 他の行政手段により目的を達成することが可能なもの
- ( 4 ) 他の附属機関と目的、所掌事務又は委員の構成が類似し、又は重複しているもの
- ( 5 ) その他行政の総合性及び効率性の確保のため、廃止又は他の附属機関との統合が望ましいもの

( 附属機関の設置等の調整 )

第 6 条 附属機関の主管課長は、当該附属機関を設置し、廃止し、又は他の附属機関と統合しようとする場合には、あらかじめ、総務部行政総務課長（以下「行政総務課長」という。）に協議しなければならない。

( 委員選任の基準 )

第 7 条 附属機関の委員の選任に当たっては、幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、専門的知識又は経験を有する者が他に得られない場合には、第 3 号及び第 6 号の規定を除くことができる。

- ( 1 ) 広く各界各層の中から適任者を選任するようにすること。
- ( 2 ) 団体から委員を選任する場合は、当該団体内の適任者の推薦を得る等当該団体の長のみを選任とならないようにすること。
- ( 3 ) 委員を委嘱する日における年齢が 75 歳以下である者を選任すること。
- ( 4 ) 女性委員の登用については、「ひらつか男女共同参画プラン 2017（平成 29 年 2 月策定）」に掲げた目標を踏まえて行うこと。
- ( 5 ) 委員には、本市の職員を選任しないものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。
- ( 6 ) 委員は、在任期間が 6 年を超えないこと。

( 委員の重複選任の制限 )

第 8 条 同一人を複数の附属機関の委員に選任する場合は、前条ただし書に規定する場合を除き、3 機関までとする。

( 公募による委員の選任 )

第 9 条 市民の市政への積極的な参加を推進するとともに、幅広い市民の意見を反映させ

るため、附属機関の委員は、その一部を公募により選任するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ( 1 ) 弁護士又は医師等の専門的知識、技術又は経験等を有する者を充てる必要があるとき。
- ( 2 ) 利害関係者の処分に関する内容を扱うとき。
- ( 3 ) 附属機関の目的、審議事項等に照らして、公募による選任が適当でない認められるとき。

( 公募委員選任の基準 )

第 1 0 条 附属機関の公募による委員(以下「公募委員」という。)の選任の基準は、次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 公募委員の人数は、原則として当該附属機関の委員の実数のおおむね 2 0 パーセントとする。
- ( 2 ) 同じ団体に所属している者が、同一の附属機関の公募委員に 2 人以上となることはできない。
- ( 3 ) 公募委員は、再任しないものとする。
- ( 4 ) 公募委員の男女の人数の割合は、原則として同じ割合とする。

( 公募委員の応募資格 )

第 1 1 条 公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- ( 1 ) 住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)により本市の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、引き続き 1 年以上本市に居住している者
- ( 2 ) 原則として委員を委嘱する日における年齢が 1 8 歳以上(高校生を除く。)である者
- ( 3 ) 本市の職員及び議員でない者
- ( 4 ) 委員を委嘱する日において、他の附属機関の委員でない者
- ( 5 ) 平塚市暴力団排除条例(平成 2 3 年条例第 9 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でない者

( 公募の方法等 )

第 1 2 条 公募委員の募集に当たっては、選任予定日のおおむね 2 箇月前までに、次に掲

げる事項について広報紙又はホームページへの掲載その他の方法により広く周知するとともに、1箇月程度の応募期間を設けるものとする。

- (1) 附属機関の名称及び所掌事務
  - (2) 公募する委員の人数
  - (3) 任期
  - (4) 応募資格
  - (5) 応募方法及び応募期間
  - (6) 選考方法
  - (7) その他必要と認める事項
- (公募委員の申込方法)

第13条 公募委員の申込みは、応募しようとする者から、原則として次に掲げる事項(第3号に掲げる事項については、任意とする。)を記載した申込書(以下「申込書」という。)の提出を受けることにより行うものとする。

- (1) 申し込む附属機関の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 応募の動機
- (5) 活動経験
- (6) その他必要と認める事項

2 提出を受けた申込書は、返還しないものとする。

(公募委員の選考方法等)

第14条 公募委員の選考は、原則として本市の職員により構成する選考委員会を設置し、附属機関の目的等を考慮して、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 申込書及び小論文等による選考
- (2) 面接による選考
- (3) その他執行機関が適当と認める方法による選考

2 委員の公募を行った場合において、応募がなかったとき、又は応募者が募集人員に満たないときは、公募によらず、その満たない人数の委員を選任することができる。

(公募委員の応募者への通知)

第15条 選考結果については、全ての応募者に対し、速やかに、通知するものとする。

(委員選任の合議)

第16条 附属機関の主管課長は、当該附属機関の委員を選任しようとする場合には、行政総務課長に合議しなければならない。

### 第3章 懇話会等

(懇話会等の設置の基準)

第17条 懇話会等は、他の行政手段又は現に設置している懇話会等ではその目的を達成することができないものについて、目的及び設置期間を定め、設置するものとする。

(懇話会等の運営)

第18条 懇話会等は、次に掲げる事項に従い、運営するものとする。

- (1) 組織としての意思決定をしないこと。
- (2) 代表者を置かないこと。
- (3) 懇話会等の参加者は、附属機関の委員の選任に係る規定を参考に選出すること。
- (4) 懇話会等の名称については、「審議会」、「審査会」、「調査会」等附属機関と混同する名称を用いないこと。
- (5) 懇話会等の目的等を定める場合は、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」、「建議する」等附属機関と混同する目的等の表現を用いないこと。

(懇話会等の会議)

第19条 懇話会等の会議の開催に当たっては、効果的かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議は、必要とする最少限度において開催すること。
- (2) 会議の資料は、原則として会議の開催前に配布すること。

2 懇話会等の会議の招集は、市長等が行う。

3 懇話会等の会議の進行は、原則として当該懇話会等を所管する部署の職員が行う。ただし、必要に応じて、懇話会等の参加者の中から会議の進行役を選出し、当該選出された参加者が行うことができる。

(懇話会等の見直し)

第20条 現に開催している懇話会等で、次の各号のいずれかに該当する場合は、廃止し、又は他の懇話会等と統合するものとする。

- ( 1 ) 目的を達成したもの
- ( 2 ) 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下したもの
- ( 3 ) 他の行政手段により目的を達成することが可能なもの
- ( 4 ) 他の懇話会等と目的が類似し、又は重複しているもの
- ( 5 ) その他行政の総合性及び効率性の確保のため、廃止又は他の懇話会等との統合が望ましいもの

( 懇話会等の設置等の調整 )

第 2 1 条 懇話会等の主管課長は、当該懇話会等を設置し、廃止し、又は他の懇話会等と統合しようとする場合には、あらかじめ、行政総務課長に協議しなければならない。

( 参加者選出の合議 )

第 2 2 条 懇話会等の主管課長は、当該懇話会等の参加者を選出しようとする場合には、行政総務課長に合議しなければならない。

#### 第 4 章 雑則

( その他 )

第 2 3 条 この基準に定めるもののほか、附属機関及び懇話会等の設置及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この指針は、決裁の日（平成 2 4 年 6 月 2 0 日）から施行する。
- 2 附属機関の委員の選任に関する規定はこの指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後の委員の選任から適用し、懇話会等の参加者の選出に関する規定は施行日以後の参加者の選出から適用する。

#### 附 則

この指針は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

#### 附 則

この指針は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。